

意見募集要領

「東大和市都市マスタープラン全体構想（素案）」に係るパブリックコメントを実施します。

市では都市マスタープランの改定に取り組んでいます。市全体の将来都市像を示す全体構想（素案）を作成しましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 都市マスタープラン改定の目的

東大和市都市マスタープランは、平成27年3月に改定を行い、8年が経過しました。

この間、市では、令和4年3月に最上位計画である東大和市総合計画「輝きプラン」を策定し、東京都では、令和3年3月に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の改定が行われています。

少子高齢化や人口減少の進展をはじめ、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化し、都市づくりの転換期を迎えている中、「輝きプラン」を踏まえ、多くの人が住みたい・住み続けたいと思えるような都市づくりを進めるため、その指針となる都市マスタープランの改定に取り組むものです。

2 全体構想（素案）の概要

都市マスタープランは、主に、市全体の将来都市像である「全体構想」と、全体構想を踏まえた地域ごとの将来市街地像である「地域別構想」から構成されます。

全体構想は将来像・基本目標・分野別方針で構成されます。

（1）将来像

東大和市総合計画「輝きプラン」にて定める都市像「水と緑と笑顔が輝くまち 東大和」や、当市の都市づくりの課題などを踏まえ、20年後の都市の将来像の候補を示します。

（2）基本目標

将来像の実現に向けた都市づくりの基本目標を示します。

（3）分野別方針

将来像や基本目標の実現に向けた分野別の取組方針を示します。

3 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 本構想に利害関係があると認められる個人
- (7) 本構想に利害関係があると認められる法人等

4 意見の提出期間

令和5年12月8日（金）から令和6年1月12日（金）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

5 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 → 広報・公聴 → パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧　まちづくり部　都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）

6 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先　まちづくり部　都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参　まちづくり部　都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- ・郵送　〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市まちづくり部 都市づくり課 宛て
- ・FAX　042-563-5930
- ・電子メール　toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp
- ・電子申請（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）



<https://logoform.jp/form/VfYv/438684>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 本構想に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名

キ 本構想に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

7 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和6年3月下旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

8 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。